

平成 21 年 2 定 防災警察常任委員会

益田委員

私は犯罪被害者等支援条例についてお伺いしたいと思います。

まず、今回支援推進計画を手にすることができました。率直に申し上げて、なかなかの力作だなというふうには思っております。しかし、この条例については、皆さん方がおっしゃったとおり理念条例だとおっしゃいました。私は、この犯罪被害者支援というものについては、非常に重要なことだと思うし、やるべきことだと思っておりますが、ここで計画案を策定するだけでは不十分なので、条例を制定するというをおっしゃっているわけですが。理念条例ということをお頭に置きながら、本当に計画策定だけでは不十分なのかどうか、なぜ条例が必要なのか、ここを明確にお答えいただきたいと思っております。

犯罪被害者支援担当課長

この支援推進計画案でございますが、条例案に基づきまして、条例の目的を達成するために、本県としての目標や具体的な支援の取組を盛り込んだ行政計画でございますが、県として、被害者の方々に中長期的な日常生活の回復に至るまで、被害者が必要とする支援を民間支援団体等も連携協働しながら、将来にわたってしっかりと実施していくためには、単に計画を策定するだけではなくて、県の犯罪被害者支援の目的ですとか、基本理念、基本的な政策の方向性等を県としての最高の法規範である条例に明確に位置付けて条例に基づいて総合的、計画的に取り組んでいく必要があるというふうに考えてございます。

また、県の犯罪被害者支援の取組の大きな柱でございます総合的支援体制の整備を進めていくためには、やはり警察をはじめ、民間支援団体、また関係機関との綿密な連携、そして協働が不可欠でございます。こうした取組をしっかりと進めていくためには、やはり計画だけでは不十分でございます。条例上の位置付けというものが是非とも必要であるというふうに考えているところでございます。

加えまして、犯罪被害者の方々が置かれた状況を考えますと、犯罪被害者支援は行政の取組だけでは不十分でございます。犯罪被害者を温かく支える地域社会をつくるためには、県民、事業者等を含む社会全体で対応していくことが不可欠でございます。こうした点からも条例を制定いたしまして、犯罪被害者支援の目的、この理念を広く県民の皆さんにお示しするとともに、犯罪被害者支援に取り組む県の強い姿勢や意思を表明することによって、県全体で共通認識を持って、二次被害がなく、犯罪被害者を支える地域社会づくりを進めていくことが大変重要であるというふうに考えているところでございます。

益田委員

条例と計画案だけを見ると、今の御答弁はそのとおりというふうに思います。しかし、国に基本法があって、基本計画があるわけですが。法律があって、計画もある、何も条例をつくらなくても、この推進計画をちゃんとつくればいいのではないかと思います。要するに、この犯罪被害者という弱者の方に対してはネーミングだけでこの条例を制定するというのは、非常に危険だと僕は思っているわけ、救ってあげたいという思いを僕は持っているんだよ。本当に法律は何のための法律なの、何のための国の基本計画なのということをお考えれば、今、答弁されたことは法律でおおむね網羅されていますよ。だから条例がなくても基本計画つくれば済むだろうということをお前は前回も言ったのよ。そしてこの基本計画はなかなかの力作ですねということをお申し上げた。条例も再度申し上げますが松沢さんの趣味に近い考えで条例をつくられたのではかなわないですよ。本当にそう思います。

では、他の都道府県で条例を定めているところがあるのでしょうか。また、なければならない

と答えてもらえばいいです。

犯罪被害者支援担当課長

都道府県レベルの条例ということでは、宮城県が基本法の制定以前の平成15年に犯罪被害者等支援条例を制定しております。そういう状況でございます。

益田委員

ほかの都道府県はほとんどつくっていないんだね。基本法があつて、基本計画があつて、問題は今言った推進計画、要するに条例をつくらずとも、できているわけだから条例がなくてもいいと思っているところがほとんどなんだ。僕も他都道府県にはちゃんと取材しました。そこでまた角度を変えて聞きますが、基本計画、いわゆる支援計画、こういう計画があるところはどこですか。

犯罪被害者支援担当課長

都道府県レベルでの犯罪被害者支援に特化した計画の策定状況でございますが、北海道、宮城県、東京都など6都道県で計画がされています。

益田委員

ということなのよ。計画は東京都なんかもつくっているわけだ。条例がなくても計画をちゃんとしっかりつくればいいという、もうそれで見えているわけよ、この話は。だから僕は最初から言っているのはそういうことを言っているわけ。それで、この条例をつくるのに、神奈川県はコストパフォーマンスとして考えた時に、4,200万の金をかけているんだよ。人件費を含め。これだけの金をかけてつくる条例なのかと、本当に。そんなに多くの金を使うなら、基本計画をちゃんとつくればいいではないかと、こう私は今もって本当に思っております。

だけれども、ここのところですっとやり取りしていると、もう話がどうにもならなくなってしまうから、もうちょっと中へいって詰めていきたいと思えますけれども、今この推進計画のパブコメをやっているわけですが、この前の御説明では、2月10日から3月11日までやるということですよ。3月11日まで先ですよ。その結果はいつ教えていただけるんですかとちょっと前に聞いたならば、17日の最後の常任委員会、こちら辺でお話ししますと言うんだ。この答弁も変な話で、どうしても条例をこの議会で上げてしまおうという魂胆がみえみえなのよ。今まだパブコメやっている最中なんですよ、なんでパブコメが遅れたのかお伺いします。

犯罪被害者支援担当課長

本県の支援推進計画でございますが、条例案に規定がございます県の犯罪支援被害者支援の基本的な施策の方向性に基ついて、有識者からの提言ですとか、被害者の方々からの意見を踏まえて、平成21年度から実施を予定している新規施策も含めまして、具体的な支援施策を位置付け実行性のある計画にすることが必要であるというふうに考えてございます。

こうした考えの下に12月定例会に条例案を提案させていただきまして、その上で条例案に基づく支援推進計画案の策定作業を進めてまいりました。そして、本年1月20日の常任委員会において計画の構成案を御報告させていただきましたが、その上で支援推進計画の中心となります平成21年度から新たに取り組む支援施策の取りまとめを行ってまいりました。こうした点で、今回の日程より早くその計画案、具体的な施策を盛り込んだ計画案をお示しするということが難しかったというふうに考えてございます。

なお、県民意見の募集期間 30 日という原則になってございます。3 月 11 日まで行いますが、このたび中間報告させていただきましたが、3 月 17 日常任委員会最終日には、最終的な取りまとめ結果を報告させていただきたいというふうに考えてございます。

益田委員

今、条例案に基づいてという話がありましたけれども、先ほど言ったとおり、条例がなくてもパブコメをやって基本計画をつくっているところがある。条例案に基づいてこれをやるという、そういう妙な引っかけ方は僕はやめてもらいたいと思う。条例の第 8 条でしょう。第 8 条に基づいてやっているような推進計画を考えているわけだ。でも条例を 4,200 万円も経費をかけてやる話なの。これを僕は言っているわけです。言ったところでこれは結論出ないから、条例について賛成するか反対するか僕は決めるわけだから。そういうことです、指摘しておきます。

それから、もう一つ僕は非常に気になったのは、条例制定をいろいろな人たちに聞いたら、犯罪被害者の方たちに条例制定を望む声が非常に強かったという報告がありました。僕は非常に不思議だと思ったのは、聞かれた人が法律と条例のどの違いがあるのか分かって答えているのかということです。法律があるのを知らないんだ。それでいきなり条例だと聞いたら、これはいいですねとなるんです。そういうすごく言葉は悪いけれども、まやかしの近いようなやり方はやめた方がいいですよ。その人は法律と条例の違いなんて分かっていませんよ、多分。ところで具体的に犯罪被害者からどういう意見が出たのか教えてください。

犯罪被害者支援担当課長

これまで条例案の制定とか、それから支援計画案の策定に当たりまして、被害者の方々から御意見を伺ってきたところでございますが、このたびその支援推進計画の策定に当たりまして、これまでですが、14 名の被害者の方々から意見を伺ったところでございます。

主な意見といたしましては、やはり皆さん自分自身が遺族、例えば被害者の遺族になった時には、具体的な支援というのは何もなかったと、こうした支援が整備されることはとても良いという御意見ですとか、例えば実際にいろいろ被害直後、葬式の手配ですとか、家族の世話など手伝ってほしいというのを頼む人がいなかったと、そういう中で、その計画をした支援を進めていただくということは非常に必要であるという、こういう支援施策全般について御評価いただく意見ですとか、具体的にサポートセンターについて被害者の立場に立った運営をしてほしい。またそのセンターに被害者が具体的にたどり着けるように周知を図って支援体制づくりをしてほしいと、こういった具体的な御要望もいただいております。

こうしたことについては、今後の計画策定ですとか、施策の実施に生かしてまいりたいと考えております。

今、委員御指摘ございましたように、条例につきましても、条例案の今年の夏に実施しました条例の骨子案についてのパブコメの段階では、その資料として、国の基本法の動きですとか、そういったことも御紹介しながら意見を頂いたところでございます。このたびにつきましても、被害者の方々からその条例に関して御意見が出ていたところでございまして、是非その条例の制定を願っていると、また被害者にとっても県がこういう条例をつくっていただくということは大変重要なことであって、是非実現してほしい、こういった御意見を数多く頂いているところでございます。

益田委員

それで、支援団体の方たちはこの推進計画を見れば、かなりほっとすると思います。実際、計画についていろいろな連携はきちっととれているだろうというふうには思いますが、このいろいろな意見なんかも読ませてもらいました。要するに、理解の程度をこちらが推し量るとするのは非常に難しいんですけども、十分理解されているというふうに今現在お思いでしょうか。その辺のところを答えてください。

犯罪被害者支援担当課長

今、具体的な協働の相手方として想定しております民間支援団体の一つが、県公安委員会から犯罪被害者等支援早期援助団体の指定を受けてございます中核的な民間支援団体であります特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターというのがございます。同センターとは、これまでも例えば犯罪被害者ボランティアなどの人材育成を目的とした犯罪被害者等支援員養成講座の委託実施ですとか、あと理解促進のためのシンポジウムやキャンペーンを共同開催する。また県の総合相談窓口における相談業務面での相互連携ですとか、こういった緊密な連携を行ってまいったところでございます。このたび条例案や支援推進計画案の策定に当たりましても、同センターときめ細かく意見交換に努めてきたところでございます。

そうした中で、当センターからも今後民間支援団体として支援を進めていく上で、行政との協働というのがやはり不可欠であるというふうに考えていること。また、県、警察、民間支援団体が一体となって支援を行っていくために、是非とも民間支援団体の位置付けを条例上でも明確にやっていきたいと、こういった御意見を頂いているところでございます。

こういったことで、総合的支援体制の整備をはじめとした連携、協働による支援の取組につきましても、十分な御理解をいただいているものと認識しているところでございます。

益田委員

今まで明確に民間支援団体と言わなかったのが、民間支援団体とちゃんと答えてもらってありがとうございます。

さて、それとどうやらこの条例、特に計画を見ると、警察との連携というのはかなり重要になってくるだろうなと思いました。実際には、警察がある意味で負担をしてやっていくことにはなるとは思いますけれども、この計画案に盛り込まれたいろいろな施策がありますけれども、これを警察とどのように連携してやっていくのかということをお答えいただけますでしょうか。

犯罪被害者支援担当課長

犯罪被害者支援でございますが、やはりこれまで中心となって行ってきたのは警察でございます。具体的には、その事件直後の初期支援を担う県警察、またその日常生活の回復に向けた中長期的な生活支援ですとか、市町村などの関係機関との連携を担う県、県と警察、やはり緊密な連携を図りながら、また民間支援団体とも協働して被害直後から中長期的な日常生活の回復に至るまで、被害者の方々が多岐にわたる支援を総合的に提供していくことが大変重要であるというふうに考えてございます。

そのために、このたび県、警察、民間支援団体の職員が常駐して、3者が一体となって総合的な支援を提供いたします、犯罪被害者等総合サポートセンターを設置いたしまして、このセンターを通じて、例えば生活資金の貸付けですとか、法律相談、カウンセリング等々きめ細かい支援を提供していくこととしてございます。

こうしたきめ細かい支援を被害者の状況や時期に応じて、タイミングよく適切に提供していくためには、いわゆる被害直後の初期的段階から被害者に接することになる関係警察

との緊密な連携というのが不可欠でございます。

そこでサポートセンターという場所的にも一体となった支援体制を整備し、県、警察、民間支援団体の3者により被害者の状況を踏まえた具体的な支援の調整を緊密に行っていくことによって、被害直後の初期的支援から中長期的支援に至るまで、スムーズな支援の連携を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

益田委員

ちょっとこれは警察の方に聞きたいんですけども、先ほど僕は条例について法律との兼ね合いのことを話しましたが、その後、こういうことを聞くのは大変酷かもしれませんが、警察の立場として、この条例の必要性についてどうお考えになっていらっしゃるのかお伺いします。

警務課長

まず一つは、犯罪の被害に遭われた方などの支援につきましては、基本的としては今おっしゃられたとおり、様々な支援を行ってまいりました。しかし、いろいろな支援がありましても、いろいろな問題を抱えておりますから、広角多岐にわたり警察のみの対応ではおのずと限界が生じてまいります。そんな中で、先ほど県の方からも回答がありましたけれども、被害直後から中長期的日常生活の回復が至るまできめ細やかな対応を図ることが大変必要なことであります。

これにつきまして、犯罪被害者等の支援のために条例が制定されることによりまして、被害者支援の法令上の根拠が定まり、議会の議決を得ることにより、県民の意思が反映されます。それぞれの機関の専門と果たすべき役割が明確になる等、直接的な効果があります。このことを通じて支援の輪が更に広がっていくことを期待しているところでございます。

そこで、この神奈川県犯罪被害者等支援条例を制定していただき、被害者の支援の総合的な推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、先ほど県警としてはという御質問もございましたが、やはり今まではどちらかというとバックボーンになるようなものがございました。しかし、この条例の中に県の責務というのが、県は精神的にできるだけ負担の軽減の手助けするんだとか、それから弁護士との法律相談のための対策を講じるということがいろいろなものが明確になってきました。これによって我々としても今後非常に連携を図りやすくなってくると、そのように考えているところでございます。

益田委員

今のそういう答えになるだろうなという想定していました。まさかこの条例必要ありませんとは言えないものね。同じ県の役所なんだから。分かりました。

よく警察に被害届を出しても、警察がいわゆるそれが犯罪ではないのではないかということで、動けないケースというのはあるのではないですか。実際僕らなんかそういうケースにぶつかっているわけなんですけれども、こういうときにサポートセンターに相談に行くに乗ってくれるというふうになりますよね。そうなった時にそこら辺の連携というのは、既にかなり詰め終わっていると思っていいですか。

警務課長

この対応でございますけれども、サポートセンターはそこに警察、県、そして民間支援団体が一堂に会していることだということで、そこに当然いろいろなパターンがあると思います。

そのいろいろな今いったような事例が警察の方からセンターに情報として上がる場合、

あるいは直接行く場合等が考えられると思います。その中でこの対応は犯罪等という解釈から入るんですけれども、いわゆる犯罪に準ずる行為、例えば今おっしゃられた犯罪構成要件に該当しないような難しいような事案について行かれた場合については、これは一時的な初期的な段階の対応は当然警察であります。そして、その段階でもう既にカウンセリングが必要だとか、あるいは状況によってはセンターではないけれども、そういうところへ入れなければいけないということであれば、これは当然そこから直にそちらに行くというような形での連携を図っていくように思います。

益田委員

今出てきた言葉の中に、犯罪に準ずる行為という言葉がありました。これには明確な区分があるのでしょうか。また、若しくは犯罪に準ずる行為という定義というのは何でしょうか。

警務課長

まず、最初に犯罪被害者等との定義につきましては、平成17年に施行された犯罪被害者等基本法に準拠して犯罪行為により被害をこうむった者及びその家族または遺族というのが考えられます。犯罪等とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為というように考えます。この犯罪とは刑法その他の刑罰法に触れる行為をいいます。なお加害者等いわゆる責任の能力、14歳未満の子供とか、精神錯乱とかこういう方による犯罪であってもこれは該当するということでございます。

次に、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為というものにつきましては、犯罪を構成するまでには至らないものの、その行為が犯罪に類する行為であるというような行為、例えばストーカー行為等に当たらないけれども警告の対象となるようなつきまとい、待ち伏せとか押しかけ、監視しているとの発言行為、面会や交際の要求、乱暴な言動等が考えられます。また、夫から再三の死ねとか、そういう言葉の暴力というようなものも、心身に有害な影響が出てくると考えます。それから保護者が食事を与えない等、いわゆる児童の心身生育の発達を妨げるような、そういうような事案も考えられる、そのように考えております。こういうものを線引きで犯罪に準じる行為というふうに考えております。

益田委員

これちょっと具体的なことを話しますけれども、実は座間警察の方に私はお願いして、これは本当によくやっていただいたという事例なんですけれども。近所の人がある人に対して、大変な言葉の暴力というか、いろいろな意味での被害を受けていて、最初、警察に相談に行きました。ところが一種の言葉の暴力ですから、騒音おばさんみたいなことですから、なかなか解決ができない。警官も一生懸命やってくれて、相手にも注意してもらったんだけど直らない。その住民がだんだん不安が強くなり何度も警察に御苦勞をかけました。そして、保健所等も含めていろいろ相談に乗ってもらった。最後は、身内の方まで呼んでもらって、今は静かになりました。大変な努力をしてもらった。これは警察のある意味でいえば日常業務だというふうにとらえてくれたからやってくれたと思うんです。こういうことが、今後サポートセンターができることによって、かなり行くだらうということが想定されるわけです。

今は、むしろ現場の警察の方々の一種の御好意というか善意というか努力というか、そういうものにすがってやっている問題が、準ずる行為ということがそういうことになる、これは例えば僕なんか非常に相談が多いんですが、サポートセンターに行きなさいと、こういうふうにはやっていけば早いなと思った。警察の現場の署員の皆さん方とやっても忙しいのは目に見えているから、なかなか頼み切れない。こういうようなことに段々なって

くるかというふうに思います。

そういった意味では、我々にとっては大変有り難いサポートセンターで、そこで大いにやってもらえばいいと思いますけれども、今言った準ずる行為というのはかなり広いわけでしょう。今の解釈だとかなり広いですね。被害を受けたであろうと、それに準ずる行為だと思ったら相談できるんですね。線がないんだから、そうですね。線がないと言ったのはむちゃくちゃな話ではなくて、ある一定の判断は図られるんだらうけれども。そうすると、ある意味で、この前、安全防災局は幅広に犯罪被害者を定義するために犯罪被害者等となっていると、こう言っているんだけれども、幅広という解釈でいいのか伺いたい。

警務課長

幅広という回答につきましては、いわゆる犯罪等というのは、犯罪とさらにその準じる行為まで対応するという認識しております。

益田委員

そうすると、サポートセンターに相談が持ち込まれると。それはその場で犯罪に至らないということであっても、当然警察の専門的知識だとか力をお借りしたいということが生じた場合には、警察はどういう支援を行うのでしょうか。具体的に、例えば、その問題を署に投げて、署の方できちんと対応させるとか、そういうふうになっていくのでしょうか。それともサポートセンターにいる警察の関係の方が、県警本部と連携をとってやったりするということになるのか、いわゆる流れとしては、どういうイメージしておいたらいいのでしょうか。

警務課長

流れは様々な事案によって異なると思います。

例えば、そこで事件性があるとか何かあれば、あるいは先ほど委員おっしゃったとおりにそれに対する指導とか、警告等が必要であれば、その署の方の対応にゆだねる場合もあるのかと思います。

警察は初期段階の支援でございます。いままで県警としてもいろいろ苦勞していた部分は、初期的な段階の支援に対し、1,947名の支援要員というのを指定して、各署で対応してもらっていますが一步進んだ支援で非常に不足分があったというようなことがございますので、それがサポートセンターにいけば、そこで一步進んだ対応、例えば、専門的なカウンセリングが必要ならば、そのカウンセリング。これは今回県ともいろいろ協議して、やはり今現在県警に3名カウンセラーがおりますけれども、これはもっと必要だろうということで予算を5倍ほど計上していただいているところです。

それから、先ほども言いましたけれども、もしこれが夫婦関係の暴力とかであれば、場合によっては、どこか専門のところを紹介してもらおうとか、いわゆるそういう部分をいままでの警察の初期的段階では、対応が難しかった部分がございます。そういった事案を今度センターでやってもらえるような対応になるのかと思っております。

益田委員

ありがとうございました。

では警察の方は大体分かりました。

次に、もう一回お伺いしますが、今度は市町村との問題は詰めておかななくてはならないと思いますので、何点か市町村との連携についてお伺いしたいと思います。

この条例とこの推進計画、この中における市町村の位置付けについて、改めてもう一回

お伺いしましょうか。

犯罪被害者支援担当課長

条例案及びその計画案における市町村の位置付けということでございますが、犯罪被害者にとって一番身近な行政である市町村の果たす役割は、非常に大きいと認識してございます。

県と市町村が共通認識を持って、連携、協力しながら犯罪被害者支援を進めていくことが大切であると考えてございます。そういう中で、条例案におきましては、例えば基本理念の一つとして県、県民等及び市町村の相互連携、協力を位置付け、また県の責務の中に国、他の地方公共団体との協力及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策への支援を県の責務として位置付けたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、また支援推進計画案におきましては、具体的な施策である支援関係機関ネットワークの中に市町村を位置付けるとともに、市町村に対して総合サポートセンターにおける連携した支援の提供ですとか、支援に精通した弁護士、臨床心理士等、専門家による支援の提供ですとか、人材の育成、職員研修、情報の提供、こういったことの支援を行うことによって、市町村における犯罪被害者と支援の更なる促進を図ることとしております。こういったことを計画の中に位置付けたところでございます。

益田委員

市町村の位置付け、何となくイメージがわきました。それで、市町村にそういったようなことを、一生懸命頼むのも分かるけれども、僕を説得するようにしゃべってほしいんだけれども、市町村に対して、今のようなことに対してどういう働き掛けをしたのか、またどういう反応があったのかと、教えてくださいませんか。

犯罪被害者支援担当課長

市町村につきましては、これまでの働き掛け、かかわりでございますが、具体的には県が行いました有識者懇談会の委員といたしまして、市長会の会長さん、それから町村会の会長さん、このお二方に御就任いただきまして、市町村の代表ということで御意見を頂いてまいりました。また、これまで市町村の所管課長会議もきめ細かく開催いたしまして、条例の骨子ですとか、素案、それぞれの段階で御説明をして御意見を頂くという、情報提供、意見交換に努めてまいりました。市町村の犯罪被害者支援担当職員ですとか、窓口の職員に研修や講演会等も開催いたしまして、これも多くの市町村職員に御参加いただいたところでございます。

そして、このたび市町村との協議ということでございまして、この2月に安全防災局長以下、幹部職員が改めて県内の全市町村長等を訪問いたしまして、条例案及び計画案について御説明をし、今後の支援の連携について御理解をいただいたところでございます。反応でございますが、市町村長等からは、犯罪被害者支援は非常に重要であり、連携してやっていきたい。また、条例や、総合サポートセンターについて、今後積極的に周知を図っていききたいと、こういった前向きな御意見を数多く頂いたところでございます。加えまして、この2月に開催いたしました市町村所管課長会議ですとか、あと町村会開催の副町村長会議、また市長会主催の都市副市長会と定例会、こういった場においても支援推進計画案について御説明させていただくなど、市町村への情報提供ですとか、働き掛けに努めてまいったところでございます。

益田委員

それを受けて、市町村の方で、この推進計画というほど大げさなものではなくてもいい

んですが計画案に近いようなものを考えてもらうとか、そんなようなアイデアはないのかしら。

犯罪被害者支援担当課長

県といたしまして、市町村に対して、各市町村に計画をつくってほしいという具体的な要請は今まではしてきておりません。ただ、意見交換させていただく中で、例えばその市町村の中に犯罪被害者支援の窓口、所管課を決める。また、幾つかの市町村におきましては、犯罪被害者の方々に特化した相談窓口を開設して、今後その開設する予定があるというふうに向っているところも幾つかございます。

そういった形で、各市町村が具体的に被害者支援にどう取り組んでいくかということ、それぞれ市町村が今、考え始めて、取り組み始めているということでございまして、まず、引き続きそういったものを支援しながら、市町村の支援が進むように促進してまいりたいと考えています。

益田委員

こういう方々に対する支援の仕方というのは、県という広域よりも、やっぱり現場である基礎自治体が大事であり、近い役所の方がより良いと思います。だからそういった意味でいえば、今、窓口をつくってくれるところ、つくってくれないところがあるという話でしたが、なるべくそういう窓口をつくるような誘導といたしましょうか、それはおやりになった方がいいと思います。

そうではないと、やはり実際に被害に遭った方はどこに相談に行っていくか、いきなり県のサポートセンターにどーんと乗り込んでくるということだけでは、やはり解決しないだろうなというふうに思います。一番良いのは、市町村のそのような部署や現場の警察署であるとか、それからいろいろな団体であるとか、そういうところとの連携をとるというやり方を仕組みとしてつくってあげることの方がよりサービスとしては良いのではないのかなというふうに思います。

最後に事業者、それから関係団体についても当然いろいろな働き掛けをしてきたでしょうが、この辺のところをちょっと教えてもらえますか。

犯罪被害者支援担当課長

事業者、または関係団体への働き掛けでございます。これまでの対応といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、県の有識者懇談会の委員として、まず経済界を代表いたしまして県の経営者協会の専務理事さん、また民間の支援団体の代表といたしまして、神奈川被害者支援センターの副理事長、また東京の被害者支援都民センターの理事、こういった方々に有識者懇談会の委員に御就任いただきまして、御意見を頂いてまいりました。また、昨年夏ですけれども、その条例の骨子につきましても、県内の支援関係機関へのヒアリングを行うとともに、その教育ですとか、福祉、地域、経済と広範な分野でその156の団体で構成されております神奈川県安全・安心まちづくり推進協議会、この構成団体に対して意見照会をさせていただいたところでございます。

そして、このたび支援推進計画の策定に当たりましても、2月10日に開催いたしました安全・安心まちづくり県民大会において推進協議会の構成団体及び参加者の方々に支援推進計画案を御説明をさせていただくとともに、個別に例えば事業者団体といたしまして、県の商工会議所連合会、商工会連合会、県経営者協会などの団体、社会福祉協議会ですとか、国の機関として横浜地方検察庁、地方裁判所、また法テラス神奈川、弁護士会、臨床心理士会、また横浜保護観察所等のこういった支援に絡む機関に直接幹部職員等が伺いまして、改めてその支援推進計画を御説明し、御意見を頂いたところでございまして、県の

取組につきましては、皆さんから御賛同をいただいたというふうに認識してございます。

益田委員

私は前から言っているとおり、絶対必要だというふうに今もって私は思っておりません。それは何回も言うとおりの法律とか基本法があれば十分だろうと思っています。これは幾らやっても時間が限られますし、いずれこの条例を議会の一員として、認めるのか認めないのかという決断を僕はいずれしなければならぬけれども、それはそれとして、基本推進計画が出てきてかなりイメージが見えたということは感想として申し上げておきます。

ただ、これを提案した側としては、4,200万円の経費がかかろうと何だろうと、何としてもこれを通して、そして県民の犯罪被害者に対する支援を頑張っていこうというふうに思っていると思うんですが、この条例に対する思いを最後、やっぱり一言局長に言ってもらわないとまずいでしょう、どうか一言お願いできればと思いますが。

安全防災局長

犯罪被害者等支援条例でございますが、担当課長からも申し上げているところでございますが、これまで条例案の策定、それから推進計画の策定に当たりましては、様々な犯罪被害者の方々、それから支援団体の関係者の方々の御意見を伺っておりまして、支援に対して非常に重要なものだと思っております。この条例は県としては最高の法規範であると位置付けまして、きちっとしたよりどころとして、基本法で明記されていない部分を明記し、行政や施策の方向性を位置付け、犯罪被害者の方々が必要としている支援を県として将来にわたり安定した形でしっかりと実施していくという考えのよりどころとしていきたいというふうに思っております。

さらに関係機関、それから民間支援団体、地域の力を結集した犯罪被害者を支える地域社会づくりということでの目的もあるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、条例案に基づきます推進計画をつくらせていただきました。予算にも様々な事業を盛り込ませていただいたところであります。この条例、そして推進計画、さらに各種の事業、支援、これを三位一体となってしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。是非とも御理解をいただきたいと思っております。

益田委員

私の質問を終わりにいたします。